

1.19
3468

原 神任仲官ノ責任ヲ持タセリト

解決事項

- 一 人夫賃金者ヨリ疾病更傷扶助基金金トシテ金百円ヲ仲仕例ニ支給
- 一 労働組合員ハ承認セズ
- 一 労働組合員ハ更ニ項ハ承認ス(労働者報を以テ)
- 一 本朝停業ハ双方更書等ヲ交換セズ更ニ其内容ヲ外部ニ發表セザル下 (外執筆)

本林田印刷工場争議 (一三三—一三五)

松山市木屋町二丁目

労働者 一三名

全員

本工場ニ於テ雇割者ニ対シテ六日給ノ一部減給ヲ実施シ来リシ処
十二月五日給料日ニ該割友ヲ不為ナリトシテ及対シテ職工側ハ全労
由農松少支部ノ援助下ニ八十九日所獲者ノ斡旋ニ依リ田舎解決
斡旋中ナリ今十九日所獲者ノ斡旋ニ依リ田舎解決

要 求 事 項

- 一 賃金三割値上
- 一 最低賃金ノ引上げ
- 一 労働手当増立
- 一 労働外勤務絶対及并